

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

平成29年9月

紋別市

目 次

1	避難勧告等の対象とする土砂災害	1
2	避難勧告等の発令対象地域	2
3	避難勧告等の発令単位	2
4	避難勧告等を判断する情報	3～4
5	避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	4～5
6	避難勧告等の発令の判断基準	6～7
7	避難勧告等の解除	7
8	助言を求めることのできる機関	7
9	避難勧告等の伝達方法	8
10	避難勧告等の伝達文	9～10

別紙「土砂災害危険箇所等一覧」

- 卷末資料
- I 避難勧告等判断フロー図（土砂災害）
 - II 土砂災害の前兆現象について

1 避難勧告等の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難勧告等の発令対象地域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されるが、避難勧告等は市町村単位又は一定の地域からなる発令地域毎に発令され、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の発令対象地域となる。

対象地域は、別添「土砂災害危険箇所等一覧」のとおり

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(2) 土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

※ 土砂災害危険箇所については、オホーツク総合振興局網走建設管理部ホームページに掲載の土砂災害危険箇所図を参照

(3) その他の場所

上記(1)(2)の隣接区域やその他避難の必要がある場所

3 避難勧告等の発令単位

避難勧告等は、北海道土砂災害警戒情報システムで使用する5kmメッシュ情報において、危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒・危険箇所等に発令することを基本とし、発令の単位は、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定するものとし、情報の受け手である住民にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、北海道土砂災害警戒情報システムで提供する土砂災害の危険度情報や気象庁が提供する土砂災害警戒メッシュ情報に注視する等して、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令対象地域を適切に判断する。

4 避難勧告等を判断する情報

○北海道土砂災害警戒情報システム(<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 危険度情報 土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示(3時間先までの予測を表示可能)。

土砂災害危険箇所図、危険度判定図(スネーク曲線)、降雨状況経過図を一画面にまとめて表示。

【危険度の表示】更新間隔30分

- 赤－実況で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙－実況で大雨警報(土砂災害)基準超過
- 黄－実況で大雨注意報基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)(<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)
2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔10分

- 濃紫－実況で土砂災害警戒情報基準超過
- 薄紫－予想で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙－実況又は予想で大雨警報(土砂災害)基準超過
- 黄－実況又は予想で大雨注意報基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁HP http://www.jma.go.jp/jma/ 防災情報提供システム
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW 必要)

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
土砂災害 警戒情報	気象庁と 道の共同 発表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
記録的短時間 大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ・(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。) ・避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。

区 分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難勧告	<p>市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第 60 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 (指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である。) ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等) への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動) をとる。
避難指示 (緊急)	<p>市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第 60 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。

6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

〈避難勧告等の発令判断基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
避難準備・ 高齢者等 避難開始	1 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道士砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙）
	2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	メッシュ情報で大雨注意報の発表基準を超過した区域（赤、橙及び黄）
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示 (緊急)	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとら

えた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。

・立ち退き避難が困難となる夜間において、孤立や避難が困難になると見込まれる地域等に対して、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合）

7 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は、降雨が終わった後であっても災害が発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地パトロールや情報収集を行うなど、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う必要がある。

8 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
網走地方気象台 0152-44-6891 (休日・夜間：0152-43-4348)	・気象、地象、水象に関する事。こと。
網走開発建設部治水課 0152-44-6470	・直轄砂防施設に関する事。こと。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。こと。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。こと。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。こと。
オホーツク総合振興局 網走建設管理部事業室治水課 0152-41-0736	・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。こと。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。こと。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。こと。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。こと。
オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 0152-41-0625	・災害情報及び被害情報に関する事。こと。 ・避難対策に関する事。こと。

9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）	T V 放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	ホームページ	P C ユーザー等	
	緊急速報メール	対象エリアの住民等	
	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者	
	広報車	住民等（巡回ルート）	
	電話又は F A X	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方气象台 紋別警察署	
紋別地区消防組合 消防署	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話又は F A X	消防団（個別伝達）	
保健福祉部	電話又は F A X	要配慮者施設	
教育委員会	電話又は F A X	学校等	

10 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に紋別市に大雨警報（土砂災害）が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 当該地域にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）に避難してください。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方など避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に紋別市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇町にお住まいの方は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- 〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

【緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）】

紋別市：避難勧告
00/00 00:00
対象地域：〇〇町〇〇丁目
指定緊急避難場所：〇〇小学校、〇〇会館
理由：土砂災害発生のおそれ
備考：当該地域の急傾斜地、崖地、沢地などに滞在中の方は、速やかに避難してください。
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- こちらは、紋別市（災害対策本部）です。
- 〇〇町〇丁目付近で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。

〈留意事項〉

- ・指定緊急避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向に移動し、できるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・指定緊急避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

別紙 土砂災害危険箇所等一覧

○紋別出張所管内土石流危険溪流一覧

図番号	溪流番号	溪流名	市町村名
土001	Ⅱ73-0010	島田の沢川	紋別市
土002	Ⅱ73-0020	白田の沢川	〃
土003	Ⅱ73-0030	若狭の沢川	〃
土004	Ⅱ73-0040	阿部の沢川	〃
土005	Ⅱ73-0050	武田2号沢川	〃
土006	Ⅱ73-0060	武田1号沢川	〃
土007	Ⅱ73-0070	鴻ノ舞沢川	〃
土008	Ⅱ73-0080	柳沼の沢川	〃
土009	Ⅱ73-0090	福原の沢川	〃
土010	Ⅱ73-0100	オンネナイ3号川	〃
土011	I73-0110	オンネナイ4号川	〃
土012	Ⅱ73-0120	元新1号川	〃
土013	Ⅱ73-0130	植村の沢川	〃
土014	Ⅱ73-0140	8線沢川	〃
土015	Ⅱ73-0150	16線沢川	〃
土016	Ⅱ73-0160	片岡の沢川	〃
土017	Ⅱ73-0170	上古丹左の沢川	〃
土018	Ⅱ73-0180	巢内の沢川	〃
土019	Ⅱ73-0550	オワクンベ橋の沢川	〃
土020	Ⅱ73-0560	笹崎の沢川	〃
土021	Ⅱ73-0570	関原の沢川	〃
土022	I73-0580	八幡神社の沢川	〃
土023	準73-001	一本松三線左の沢川	〃
土024	準73-002	一本松三線右の沢川	〃
土025	準73-003	ゴルフ場の沢川	〃
土026	準73-004	登山道の沢川	〃
土027	準73-005	森谷の沢川	〃
土028	準73-006	6線左の沢川	〃
土029	準73-007	7線沢川	〃
紋別市 計29溪流			

○紋別出張所管内急傾斜地崩壊危険箇所一覧

図番号	箇所番号	箇所名	市町村名
急001	I-7-117-2611	紋別元紋別	紋別市
急002	Ⅱ-7-134-1981	紋別渚滑町元新	〃
急003	Ⅱ-7-135-1982	紋別新生	〃
急004	Ⅲ-7-51-687	紋別新港2丁目1	〃
急005	Ⅲ-7-52-688	紋別新港2丁目2	〃
急006	Ⅲ-7-53-689	紋別南が丘7丁目1	〃
急007	Ⅲ-7-54-690	紋別南が丘7丁目2	〃
紋別市 計7箇所			

※図については網走建設管理部HP参照

巻末資料 I 避難勧告等判断フロー図（土砂災害）

【土シ】 = 北海道土砂災害警戒情報システム

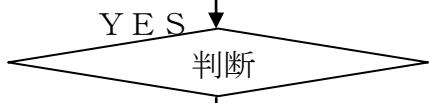
【主な災害対応】
 防災体制の確立、指定緊急避難場所の開設準備
 災害情報の収集、現地パトロール 等

「大雨警報（土砂災害）」発表

【土シ】 赤又は橙メッシュはあるか

引き続き監視・情報収集

【土シ】 該当メッシュ内に「土砂災害危険箇所」
 かつ「避難させるべき家屋又は施設」があるか



「避難準備・高齢者等避難開始」発令（必要に応じ範囲の拡大を検討）

「土砂災害警戒情報」発表

【土シ】 赤メッシュはあるか

引き続き監視・情報収集

【土シ】 赤及びその周辺の橙メッシュ
 内に「土砂災害危険箇所」かつ「避難
 させるべき家屋又は施設」があるか

前兆現象の発生



情報収集
 勧告対象地域を特定

「避難勧告」発令（必要に応じ範囲の拡大を検討）

さらに「記録的短時間大雨情報」発表

土砂災害の発生

記録的短時間大雨情報の発表文で地域
 を確認
 例 紋別市北部付近で約 100 ミリ
 【土シ】 上記周辺の赤メッシュを確認

情報収集
 指示対象地域を特定



「避難指示（緊急）」発令（必要に応じ範囲の拡大を検討）

【避難準備・高齢者等
 避難開始の対象範囲】

	橙		
橙	赤	橙	
橙	橙		
橙			橙

大雨警報（土砂災害）の発
 表基準を超過した区域
 （赤又は橙）

【避難勧告の対象範囲】

	橙	橙	
橙	赤	赤	
橙	橙	橙	
橙			橙

《対象区域》
 土砂災害警戒情報の発
 表基準を超過した区域及
 びその周辺の大雨警報（土
 砂災害）の発表基準を超過
 した区域（赤及び周辺の橙）

【避難指示（緊急）
 の対象範囲】

	橙	赤	
橙	赤	赤	
橙	橙	橙	
橙			橙

《対象区域》
 土砂災害警戒情報の発
 表基準を超過した区域（赤）
 のうち記録的短時間大雨
 情報が発表された地域

巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地滑り
視 覚	山・斜面・ がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚	<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする 	
嗅 覚	<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 			

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

作成：紋別市総務部庶務課
(危機対策担当)

TEL 0158-24-2111 (内線 207)